

2023-10-16 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第2回）

10時00分～12時05分

○秋田座長 おはようございます。

ただいまより、第2回「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回も、対面・オンラインのハイブリッドでの開催となっております。

初めに、事務局から、構成員の皆様の本日の御出席状況と本日の議事の確認をお願いいたします。

○司会 おはようございます。

本日の構成員の出席の状況でございます。

本日は、大川構成員の代理人として、小川様に御出席いただいております。

オンラインにて御参加いただいている構成員につきましては、王寺構成員、菊地構成員北川構成員、駒崎構成員になります。他の構成員におかれましては、対面での御参加となっております。

また、本日の議事に関しましては、次第に記載のとおりでございます。

本日も、どうぞよろしくをお願いいたします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。

まずは、事務局から、資料の御説明をお願いいたします。

○本後課長 おはようございます。保育政策課長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料1を御覧いただければと思います。この資料は、前回お出しいたしました資料に、前回いただいた御意見、事務局からの補足説明を赤字で追記し、かつ、別紙を加えたものでございます。

まず、2ページ目でございます。この制度の趣旨ですけれども、こども基本法との関係をしっかりと反映したものであることを明確にしてほしいという御意見を追記しております。

4ページ目は、制度に関するところでございます。まず、0歳6か月未満のこどもも対象にすべきではないかという御意見に関しましては、前回も資料の中に入れておりますけれども、制度としては、伴走型相談支援事業、産後ケア事業があること、あるいは、全国の自治体、多くの事業所で0歳6か月以前から通園を対象にすることは、こどもの安全を確保できるのかということにも留意が必要になるといった課題がありますので、0歳6か月～2歳を想定しているということでございます。「未就園児」という用語に関する御指

摘もございました。これは、今後、検討してまいります。現時点では、資料上は「未就園児」を用いた表現をさせていただいております。事業実施者の指定のところでは、条件を満たせば指定される仕組み、条件を満たす事業者であれば排除されない仕組みにしてほしいということですが、指定の制度は、基本的には、基準を設けて、それに従う者であれば指定するといった仕組みになりますので、まさに御指摘のとおりということになります。

続きまして、5ページ目でございます。公定価格のところでは、高リスク家庭は利用料の支払い能力に不安があるケースが多いため、そうした家庭でも安心して利用できるような仕組みにという御指摘がございました。今の一時預かり事業の中でも所得に応じた利用者負担額の軽減措置を導入していることもありますので、そういったことを参考にしながら、今後、検討していきたいと考えております。あるいは、次のポツですけれども、多胎児の利用やキャンセルにも配慮した仕組みにしてほしいという御指摘もございました。これは、今年度のモデル事業、来年度の事業なども踏まえながら、検討してまいります。キャンセルに関しましては、キャンセルした場合の給付をどうするのか、月何時間というカウントをするのか、あるいは、どういうキャンセルの場合であれば利用者から利用料を取れるのかといったことを検討していく必要があります。事業を実施しながら、ここはよく詰めていきたいと思っております。一番下でございます。一時預かり事業との関係を整理してほしいといった御意見が様々にありました。これは、後ほど別紙1で御説明いたします。

続きまして、6ページ目、制度の意義のところでございます。こどもは、保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で育てるといったことを伝えていく必要があること、制度の意義のところですが、こどもにとっては、年齢の近い子との関わり、社会情緒的な発達への効果的な影響など、成長発達に資する豊かな経験をもたらすといったメリットがある、保護者にとっては、保育者がこどものできていることを伝えてくれることで自信が回復する、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児の方法の模範を見せることにより保護者の「親育ち」につながるという御意見をいただきました。この意義のところは非常に重要な点でございます。本日も多くの御意見をいただけるものと思っております。

続きまして、7ページ目でございます。意義の続きのところでは、保護者の代わりに預かるというサービスではなく、保護者と共に子育てをするための制度である。滞在時間が異なるため、あらかじめ構成されたプログラムの中にこどもを慣れさせるというよりは、こどもの遊びの主導性、仲間づくりなどを中心に、こどもの積極性が育まれるようなプログラム構成を考えることが必要ではないか。こどもの理解には一定の時間がかかるため、こどもの特性を把握するアセスメント力が求められるのではないか。こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、もともと通っていたこどもたちに支障が出るようなことはあってはならないのではないか。保育士等、本事業に従事する方に対する研修について検討していく必要があるのではないか。現場の保育士にもこの事業に誇りを感じてもらえるよ

うなメッセージが必要ではないか。そういった御意見をいただきました。いずれも重要な御指摘だと思っております。

8 ページ目、試行的実施のところでございます。月10時間でありましたけれども、より長くという御意見を頂戴いたしました。これは繰り返しになりますけれども、月10時間は令和6年度の本格実施を見据えた試行事業の中での補助基準上の上限ではありますものの、この試行的事業は本格実施を見据えた形で実施するということでもありますので、こども誰でも通園制度の制度化、全国的な実施も見据えながら設定する必要がある、全国の自治体において提供体制を確保することを考え、この10時間という形で設定するというにしましたものでございます。まず、事業を実施する、スタートするというのを考えて、こういった形とさせていただいております。

9 ページ目、人員配置のところでございます。一時預かり事業の人員配置と同様としておりました。この箱の中を、前は入れておりませんでした、参考として載せさせていただいております。乳幼児の年齢・人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士等を2分の1以上ということにしております。保育士以外の保育従事者は、子育て支援員研修または家庭的保育者基礎研修と同等の研修を修了した方と設定しております。なお、障害児を受け入れる事業所では、配置基準以上に配置した場合には、補助基準上の加算を設けているということでございます。保育士が不足している中で従事者をどう確保するかは大きな課題である、保育士だけではなく、ほかの専門分野の資格者も事業に従事できるようにすべきではないか、保護者の育児に不安があるような場合には同じ保育士が連続して関わるのがよい、責任者を安定して置けるようにしてほしいといった御指摘がございました。これも非常に重要な点でございます。今年度のモデル事業あるいは試行的事業の実施などを踏まえながら、検討していきたいと考えております。

続きまして、10ページ目、こどもに関する情報についてでございます。事業者が実施する場合には、アレルギー等に関する事前確認や面談等を丁寧に実施している。そういったことが必要だ。事業者間での情報共有の仕組みをどう考えるか。これにつきましては、今国が構築しようとしているシステムの中で、フォーマットにアレルギー等の情報を入力することで利用先の事業者が異なっても情報の共有が図れるようにするということが想定しております。また、この情報は、制度の中だけで得るということではなく、地域子育て支援センターの利用や初回に行くことが望ましいと考えられる親子通園の中で情報を収集することも有効ではないかということを考えております。この点は、非常に重要な論点でございますので、様々な御意見をいただければと考えております。関連で、親子通園についても様々な御意見がございました。これは非常に有効であるという御意見だったかと思えます。親子通園は慣れるまでに時間がかかるこどもへの対応としては有効、利用が初めての場合には初回に親子通園を積極的に取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、安心につながるのではないかと考えてございます。多胎児、兄弟・姉妹児の受入れについて、同じ時間に同じように使えるよう

にしたほうがいいのか。これも、試行的事業の実施などを踏まえながら検討していきたいと考えております。

11ページ目に関しましては、前回、直接的な御意見はあまりいただけませんでしたけれども、堀構成員の資料の中にもいただいていると思います。後ほど御紹介いただければと思います。

12ページ目、定期利用・自由利用についてでございます。前回の中でも、定期利用を推奨すべきではないか、一方で、全国の自治体では様々な状況や子育て家庭のニーズがある、選択肢は多様に用意されることが必要ではないかといった御意見があったかと思っております。

少し飛びまして、15ページ目、施設・事業類型ごとの実施イメージで、障害のある子どもでも利用できるようにするべきという御意見がございました。これは、別紙2で用意しております。

16ページ目、要支援家庭でございます。事業所におけるリスク評価と対応、認定を受けようとししない、利用しようとししない家庭へのアプローチ方法、子ども家庭センターや保健所など身近な相談機関との連携と情報共有の仕組みについて、検討する必要があるのではないか。これも、別紙3で後ほど用意しております。

市町村における検討で、まず、施設整備の補助が必要という御意見をいただきました。これはとても重要な事業なので、数年後に見直しや評価をするために、今から少しずつデータを取っていく必要がある、また、ポジティブな情報イメージがきちんと届くような情報発信も必要だという御意見は、御指摘のとおりでございますので、そういった形で進めていきたいと思っております。

18ページ目、システムに関してでございます。当然市町村の連携が重要になってくるのでデジタル化が必要ではないか、全国どこでも制度が受けられるようにしてほしいといった御指摘がございました。

こういったものの中で、一時預かりとの関係について、別途、資料を用意しております。現行の一時預かりですけれども、位置づけといたしましては、市町村が実施主体となる補助事業でございます。実施自治体は1,300余り、事業の目的は、法律上でありますけれども、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児、子育てに係る保護者の負担を軽減するため一時的に預かることが望ましいと思われる乳児または幼児を、一時的に預かり、必要な保護を行う事業とされております。利用方法は、定期・自由など様々、利用時間については、補助事業としての定めはございませんが、市町村によって上限時間や日数を設けているということでもあります。利用料に関しては、事業所が直接徴収することが基本、大体300~400円程度、利用方法については直接契約、実施方法は記載のとおりです。一方で、誰でも通園制度ですけれども、位置づけとしては給付、全ての自治体で実施になります。目的は、法律上でどう記載するかはこれからの検討ですけれども、全ての子育て世帯に対する支援を強化するという目的で、就労要件を問わず、時間単位で利用できるといった仕組みにしております。利用方法、利用時間は、記載のとおりでござ

います。利用料、利用方法についても、おおむね一時預かりと一緒に考えております。こういったことを踏まえまして、右側ですけれども、一時預かり事業と誰でも通園制度は、共通するところも多いわけですが、位置づけ、実施自治体、事業の目的や内容、利用時間など、異なる点がございまして、0歳6か月～2歳までの未就園児については、月の一定時間までは子ども誰でも通園制度を利用できることとなります。未就園児の利用は、一時預かりと比べて、大幅に拡充することにはなりません。本格実施に当たりましては、各自治体でその実情に合わせて一時預かりの事業を組み合わせ実施することが可能になると考えております。一時預かり事業は、子ども誰でも通園制度でカバーする以外のニーズ、いわゆる上乘せ・横出し部分に対応可能な事業として、整理をした上で、継続することにしております。こういったことを踏まえて、一時預かり事業のニーズを的確に把握して必要量を確保することが必要になってくると考えてございます。

以降、20～23ページにかけては、今申し上げた一時預かりの事業の状況について、参考で資料を載せております。

24ページ目でございます。「障害のある子どもへの対応について」です。障害の有無にかかわらず、全ての未就園児とその家庭への支援を目的としております。障害のある子どももない子どもも制度を利用できるように提供体制を整備することが必要と考えております。児童発達支援センターや児童発達支援事業所では、障害のある子ども、一人一人に合わせた支援を行っております。保護者への支援も担われています。こうした専門性を子ども誰でも通園制度においても幅広く発揮してもらおうべく、事業を実施してもらおうべきではないか。逆に、児童発達支援センターなどにおいて制度を実施するに当たって、インクルージョンの観点から、障害のある子どもや発達が気になる子どもだけではなく、障害のない子どもも含めて受け入れることも考えられるのではないかと。特に、例えば、上の子が児童発達支援を利用し、下の子が誰でも通園を利用するようきょうだい児の利用のようなケースでは、非常に有効ではないかと考えております。児童発達支援事業所、誰でも通園の事業所、両者の基準を満たす職員配置をすることを前提とすれば、余裕活用型・一般型いずれであっても実施可能ではないかと考えております。既に保育所と児童発達支援事業所の間で認められているように、人員の交流、設備の共有は認めていくべきではないかと考えてございます。なお、外出することが難しい障害のある子どもがいることにも考慮する必要があると思っております。ただ、この制度において居宅訪問型の事業形態を含めることについては、制度の意義との関係、既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援、障害児居宅介護といった既存事業との関係、あるいは、一時預かり事業の中で居宅訪問の類型を設けていること等を踏まえながら、十分な検討が必要ではないかと考えてございます。

最後の資料です。別紙3「要支援家庭への対応について」であります。これは、多くの関係者の連携、情報の共有が必要となります。まず、市町村におけるアプローチであります。①まず、制度を知らない段階からのアプローチ、伴走型相談支援や乳児家庭全戸訪問

事業といった事業の中で、全ての保護者に対して周知をすること。できれば、その場で認定申請を行うように案内する。②伴走型相談支援事業や全戸訪問事業の中で、支援が必要と考えられるこども、保護者を把握した場合には、様子を見ながら、積極的にこども誰でも通園制度につなげていく。③誰でも通園制度の担当部署で、対象となるこどもの申請状況を随時確認した上で、その情報を要支援家庭の支援を行っている部署と共有し、その部署で把握している気になる世帯が申請していない場合には、申請を改めて働きかける。認定されない家庭に対して、地域子育て支援拠点事業など、保護者が利用しやすい事業の案内を行うなど、少しずつ家庭との関わりを深めていきながら、こども誰でも通園制度の利用につなげていくことも有効ではないか。④認定されているもののあまり利用されていない家庭に対しても、同じようなアプローチではないか。⑤支援が必要な家庭はこども誰でも通園制度のような一般的な制度のほうが利用しやすい面もあるといったことを考えると、要支援家庭の支援を行っている部門から誰でも通園制度の部署に対して、気になるこどもや家庭の申請状況や利用状況を確認することも考えられるのではないか。⑥また、利用していても様々な事業所を転々としているような家庭に支援が必要であることもありますので、誰でも通園制度の担当部署から、事業者にも、保護者、こどもの様子を聞いてみるなどした上で、要支援家庭の支援を行っている部署とも連携し、フォローアップをすることも必要ではないか。

26ページ目、最後でございます。事業を実施される実施者における対応でございます。事業者においては、気になるこども、気になる保護者を把握した場合には、すぐに保護者にアプローチをすると利用をやめてしまうこともあり得る。保護者との関係性に留意しながら、こどもや保護者の様子について観察して記録に残し、報告するときに経緯を説明できるようにしていくことが重要。保育所と併設している事業所では、保育所の園長、主任保育士に相談してみること、あるいは、子育て支援センターや地域子育て相談機関、これは来年度から施行されるいわゆるかかりつけの相談機関のことでもありますけれども、そういったものを併設している事業所では、それらの機関と連携して、心配事を話せる機会を勧めてみる。そういった信頼関係づくりが重要ではないか。事業所や併設する保育所等のみで対応することが難しいと判断された場合には、市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関、保健所などへ情報共有を行う、必要な対応について相談を行うということが重要。必要に応じて、要対協などの機関との連携、必要な支援に結びつけていくことが重要ではないか。その情報の共有の範囲や方法について、市町村、事業所、関係機関などで認識の共有を図ることが必要ではないか。誰でも通園制度に係るシステムの導入により、誰でも通園制度の担当部署と要支援家庭の支援を行っている部署との間で、先ほど申し上げました情報共有が容易となります。双方の連携が取りやすくなるので、積極的にそういったことを進めていただくべきではないか。そういった形で、まとめさせていただいております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○秋田座長 本後課長、御説明をどうもありがとうございました。

それでは、今御説明をいただきました前回の議論も踏まえ、御質問や御意見、御提案がございましたら、対面の方は名札を立てていただきまして、オンラインの方は挙手ボタンをお願いいたします。特に別紙1～3でお示ししている3つの論点のほかに、資料の10ページにあります利用前の事前確認の在り方、親子通園などについても、積極的に御議論をいただきたく存じます。これから御意見を賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

駒崎構成員、お願いいたします。

○駒崎構成員 ありがとうございます。

私から、資料に基づいて、お話しさせていただきたいと思います。

「こども誰でも制度に関する全国アンケート結果の共有」ということで、お話しさせていただきたいと思います。

このこども誰でも通園制度は、本当に素晴らしい制度だと思いますし、ぜひともいい形で実現していきたいと思っております。そのためにも、データとエビデンスなしで政策を進めるのはよくないと思います。こども家庭庁は、EBPM、Evidence Based Policy Makingということをおっしゃっていらっしゃいますので、それに基づいて、我々で民間の全国の園長さんにアンケートをさせていただきました。その結果を基に御議論いただいたほうが生産性の高い議論ができるのではないかと考えて、お話しさせていただきます。

調査結果を御紹介させていただきます。

自由利用と定期利用ということで、2種類、こども家庭庁さんにお出しいただいたと思うのですが、園側からすると、定期的にこどもが通園する定期利用を望む声が9割近くでした。

また、こどもの育ちを第一に考えたときに、どのぐらいの通園頻度が望ましいのかということも聞いてみたところ、週3日以上・1日3時間以上の利用を望む声が現場からは多かったということが言えます。

さらに、この制度に期待することだと、在宅子育て家庭との接点創出に期待をする声が大きかったです。また、より多くのこどもに保育を届けられるという声もありました。

ただ、一方で、業務負荷・事務負担の増加に加えて、要支援・要保護家庭の受入れなどには不安を感じているという側面もありました。忙しくなりそうということとそうした難しい御家庭に対して自分たちがきちんと対応できるだろうかという御不安もあるということでした。

そうした要支援・要保護御家庭の受入れに際しては、保育料の追加補助あるいは継続的なフォローを望む声が多く、支援者を支援していただかないとなかなか難しいという声がありました。

自由コメントでは、こんな声がありました。定員に空きが出てきているため、多くの園児を受け入れたいと考えていますという前向きな声。就労の有無や複雑な条件によらず、

こどもを預けられることがとてもいいですね。誰でも安価に利用できることに期待している。預かる側、園側にもきちんと金銭的メリットが生じるようにすることを期待している。保育士の配置基準を見直しほしいという声。情報不足で、言葉が独り歩きしている感が否めない。当園も定員割れを起こしており、本制度への期待も大きい。一時預かりとの違いがよく分からない。まだ制度がよく分からないという声もありました。

これを踏まえて、私どもが提言するのは、以下のところになります。

まず、1つ目です。

利用方法に関しては、こどもの育ちを考えて、定期利用の受入れを望む声が約9割ありましたが、自治体で自由にこれをやってくれとなってしまうと、どうしても現場の希望が通らなくなります。そこで、各事業者が定期利用にするのか自由利用にするのかをきちんと選択できる仕組みをつくっていただきたいと思います。

さらに、利用時間に関してです。

月10時間上限とおっしゃっていただいたのですけれども、現場では月当たり36時間ぐらいがいいのではないかということで、乖離がある状況があります。10時間を国のナショナルミニマムとして設定していただくのはいいとは思いますが、地域ごとに保育園充足率には差があるわけですね。すごく埋まっている本当に都市部の一部のところもあれば、過疎地で定員ガラガラだということもある。ですから、地域ごとに設定できる形、例えば「うちの園は定員に空きがあるので月30時間」というような、言わば加算みたいな形で、自治体が上乗せできるようにしていただけたらと思います。地域ごとの差もきちんと鑑みた形で、かつ、そのこどもたちや親たちにとってもいい仕組みになるのではないかと。一律で、日本全国、北海道から沖縄まで10時間というのは、さすがに無理があるのではないかと思います。

また、高リスク家庭、要支援・要保護御家庭のような方々に対してです。

時には無料で、きちんと通えるようにしていただきたいですし、事業者にもきちんと追加補助でいくようにしてほしいと思います。障害児家庭、あるいは、親御さんに精神疾患があるような御家庭は丁寧で手厚いケアが必要になりますので、そこを保育に上乗せして加算のような形としていただく必要があるのではないかと思います。

参考になるのは、東京都保育サービス推進事業補助金です。育児困難な家庭を受け入れた場合は1人当たり3万円みたいな形で、加算がつくのです。これは国の仕組みではないのですけれども、東京都がやっぺら。こういった形で、国でこういった高リスクの御家庭をより助けられるような仕組みを最初からインストールしていくことで、多くの虐待などの問題を解決することにつながるのではないかと思います。

さらに、事業者が不安を持っている要支援家庭への対応に関しては、ガイドラインなどがあるのですけれども、そのガイドラインだけで現場でやっていくことは難しいので、支援者支援の仕組みをつくっていただきたいと思います。

保育園や保育士であっても、支援職から研修やコンサルティングなど、ノウハウ、いろ



いろなサポートを受けられて、要支援家庭に対してきちんと向き合っていけるようにしていただきたいと思います。

補助金に関しては、一時預かり事業と同水準の想定という記載があるものの、まだあまり決まっていないという状況があるかと思いますが。

きちんと認可保育所の公定価格と同水準の補助金額の設定をお願いしたいと思いますし、さらには、キャンセルがあったときには、人を置いているので園側はコストだけが出ていくという状況になってしまって、本当に大変です。そうしたところを見据えた形でやらないと、せっかく子ども誰でも通園制度をやるのに、保育園側が窮乏してしまう、困ってしまうということでは、制度の持続可能性が担保されません。今の一時預かりのように、補助額が少なくて誰もやりたがらない、広がらない、インフラにならないという悪循環になるのではなく、しっかりとした補助金が園にきちんと提供される、キャンセル対応もしっかりとされていくことで、人を置いていてキャンセルをされても「何でキャンセルされるんだ」みたいにならないような仕組みにしていっていただきたいと思います。

以上、エビデンスとデータに基づいた提言をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○秋田座長 御提案をどうもありがとうございました。

続きまして、志賀口構成員、お願いいたします。

○志賀口構成員 日本保育協会の志賀口でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、2点、発言させていただきたいと思います。

1点目に関しましては、事前に資料も提出してございますけれども、まず、第1回目の検討会の議論を踏まえて、私たちの保育現場においても円滑な事業実施・制度設計に向けて積極的に協力していきたい旨をお伝えさせていただきたい。ただ、今年度のモデル事業が空き定員を活用するという方法のせいか、いまだ現場では一時預かり事業との混同や保育制度自体が改正されるとの混乱や誤解が起きております。先ほど事務局様より丁寧な説明をいただいたところではございますが、今回、提出資料といたしまして、子ども誰でも通園制度と保育制度の関係を作成してみました。私たち保育現場の誰もが正しい理解で情報を共有するために、内容を確認いただきたいと思います。御確認後は、各現場において周知させていただきます。

2点目でございます。こちらは、資料がございませんので、口頭のみでお伝えいたします。保育現場といたしましては、保護者支援の重要性は重々承知しているところでございますが、その一方で、どうしても0～2歳児という未成熟な子どもが慣れない環境で過ごすことの不安を心配するところがございます。つまり、子どもに十分な配慮をしながら円滑な利用を促すという視点がとても大切だと思っているところでございます。つきましては、保護者に対して利用に至るまでのプロセスを幾つか例示しておくことで、利用時の子どもの負担が軽減されると考えます。例えば、少し砕けた言い方になってしまいますが、「事前に園の見学をしたり、子育てひろばや園庭開放を利用することで、お子さんは次第

に園の環境に慣れていきますよ」とか、実際に利用する際には、「初めは、親子で一緒に利用すると、お子さんへの負担が和らぎます」、「初めは、おなかがすいたり眠くなったりしないような時間帯やお子さんの機嫌のよい時間帯で利用してみましょう」など、この限りではございませんけれども、なるべくこどもの負担を軽減しながら円滑な利用へとつながる試みは必要だと思いますので、御参考いただければ幸いです。

以上でございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、王寺構成員、お願いいたします。

○王寺構成員 私から意見書を提出しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今回のこの制度の趣旨に、私は大変賛同しております。そして、大きく期待をしているところでございます。その上で、こどもが誰でも安心して通園できる制度の運用になるようにと心から願っているところです。

まず、趣旨については、先ほどから何度も説明をされてございますが、保護者にとってはこどもを園に預けるという行為自体が同じなので、一時預かり事業とこの通園制度はどう違うのかということを保護者にもしっかりと周知する必要があるのではないかと、重ねて申し上げたいと思います。

2番については、もう説明をいただきました。

3番目のこどもの時間利用についてでございます。私も、今、モデル事業をやっております。こどもたちは大人と違って一日一日が著しく発達をしている時期でございます。そのような中で、まず、0～2歳については、基本的な生活習慣の獲得が一番大きな学びの一つではないかと思っております。当園で、前回も申しあげましたように、8～9か月にかけて離乳食のことでいろいろな環境を提供しなければならないのに、親御さんがそれをできないまま、当園に2歳になって入ってこられて、なかなか離乳が進まないわけです。週1～2日では、それも短時間では、なかなかできないのです。こどもの発達は、遡って最初からやり直すということになりますと、8～9か月ではスムーズにいったものが、2歳になってくると自我の目覚めなどからなかなか進まないというように、時間が大変かかります。そのようなことで、先ほど駒崎構成員もおっしゃったように、地域ごと並びにこどもの支援ごとという時間の柔軟な御配慮があってはどうかと思っております。

4番目の要保護支援の家庭については、個人情報保護法という法律、また、守秘義務の観点からも、私どもが知り得た情報は大変ナーバスなところだと思いますので、じっくりと自治体と相談し、また、課題として捉えていくべきではないかと思っております。

5番目、地域の実情を踏まえたというところでございますが、通園制度を実施した場合、1,718自治体において、個別にどれだけの供給量が提供できるのか、また、その需給バランスはどのようになると想定していらっしゃるのか、既に調査済みであれば、その情報を開示していただきたいと思っております。

システムについては、包括的に使用できるシステムの構築を望んでおります。

最後に、先ほどの利用時間と一緒に、現行の一時預かり事業と誰でも通園制度の関連について、幾つか質問させていただきたいと思います。1点目は、現時点で、1,269自治体で一時預かり事業が実施されていますが、449自治体では実施されていません。通園制度の時間数を超えた預かりは一時預かり事業で対応とした場合、449自治体ではどのような対応を想定していらっしゃるのでしょうか。また、自治体が実施している場合でも、一時事業を実施していない事業者が通園制度を実施する場合、現行の一時預かり事業も実施することになるのでしょうか。2点目は、先ほど言いましたように、保護者目線のことです。このことも、利用料を現行の一時預かり事業と同水準とし、通園制度が開始された以降も従来どおりに現行の一時預かり事業が実施される場合、月10時間の縛りを持つ通園制度への移行が行われるのかどうかなど、現行の一時預かり事業との根本的な調整が必要ではないかと思っております。3点目、通園制度をしっかりと根づかせるためには、未就園児においては、給付制度である通園制度が第1次的な利用母体となり、その上で、法定13事業である一時預かり事業となるような仕組みへの転換などは考えられていないのでしょうか。4点目、現行の一時預かり事業と通園制度のこどもを同時に保育する場合、職員について、現行の一時預かり事業と通園制度で重複が可能となり、給付単価に影響は出ないのでしょうか。5点目、現時点で現行の一時預かり事業が供給不足となっている地域においては、通園制度をどのように実施することが想定されているのか。以上のようなことを御質問させていただきたいと思います。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

菊地構成員、お願いいたします。

○菊地市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」

の算出等のための手引き構成員 よろしく申し上げます。オンラインから、失礼いたします。

少しずれてしまうかもしれませんが、私も、社労士という立場で、今、職員の職場環境という側面での議論が第1回の資料では少ないと感じていたため、そこからお話ししていきたいと思っております。今、私も一時預かり事業をやっておりますし、素晴らしい事業なので、何とか実現させたいと思う一方で、この誰でも通園制度のリリースがあってから、保育士さんたち、事業者さんたちからの反応が、SNS等を見ても、非常に辛辣さや不安を感じるものであると思っており、その感情を無視してそのまま進めることは難しいと思っておりますので、私の取組なども御紹介させていただければと思います。

第1回でも少し職員についてということが書かれておりますけれども、今回、私からは、3点、提言できればと思っております。一般の保育園との違いを踏まえて、まずは、この保育士の心的負荷を客観的に把握していきたいと思っております。もう一つが、子育て支援について、かなり複雑になってくるというところから、今まで以上に専門家連携を強化し

ていきたいということ、3つ目が、保育士としてのキャリアパスの一つとして位置づけてくださいということで、一つずつお伝えしていきたいと思います。

まずは、心的負荷把握の重要性です。

今、労働安全衛生法では、労働者数50人以上の事業所には、これは法人単位ではなく施設単位なのですが、ストレスチェックが義務づけられています。紙に書かれていますけれども、国が推奨するとあるように、メンタル不調の予防を目的としていること、アンケート形式で非公開の状態で行われているので、なかなかこの状況が把握しづらいという課題があるかと思います。一方で、保育の仕事は、ここにある「感情労働」と言われているように、メンタル不調の予兆というよりは、一生懸命にやり過ぎてバーンアウトをしてしまうとか、どんなところに感情の揺さぶりがあって保育の質に影響してくるのかといったことも踏まえることが必要なのではないかということです。

NECさんに御協力いただきまして、データで感情分析というものをやってみました。

今年の2月と3月に、私が運営している4園、24名の保育士に対して、感情の見える化というものをやってみたのです。

このように、腕時計のような機器を使って脈拍とかを測って、感情分析をする。4象限で喜怒哀楽なのですが、幸せな感情、緊張している、重圧の下にあるという状態、憂鬱な状態をはかることができます。

一般のフルタイムの保育士と一時預かりの保育園と両方をやってみたのですが、一般の保育園は、緑の状態が多いのですが、ハッピーという状態です。2月という時期もあったので、園児も保育に慣れていて、流れもできていて、保育士との信頼関係も取れているということで、かなり楽しく保育ができていた様子が見られます。

こちらは、パートさんも同様です。

一方で、一時預かりになると、赤が多くなり、緊張状態が1日を通して続く。ここの園は、登降園もばらばらですし、その都度、保護者対応が出てきて、書類作業が出てくる。いつも違う子がいるので、先が読めない緊張感もあるのかなと思います。前置きをしておきますけれども、社労士の私がやっている園ですので、休憩はしっかりと取れていますし、横浜型の乳幼児一時預かり事業は、全ての年齢に対して3対1で保育従事者の配置が決まっていますので、通常の保育園よりも手厚い配置になっているにもかかわらず、こういう緊張状態が多い。

パートに関しても、同じです。

この4名の被験者に関しては、経験年数が大体5～7年で、同じぐらいの年代、経験年数も同じということでそろえていて、これだけ出ている。ほかの24名を見てみても、明らかな結果が出てきました。散歩や外遊びであっても、先が読めない、けがをさせてはいけないということですので、すごく緊張しているということです。この円環図で見ても、このような状況が見てとれます。

結果としても、一時預かりの保育士さんたちがすごくつらい思いをしているのかという

と、そんなことはなくて、保護者に感謝されるとか、こどもの変化が見られたということに対して、この事業へのやりがいを持っていて、むしろ一般の保育園で働いている保育士よりも、異動したくない、ここでやりたい、ここでのやりがいを感じているということ強く訴えていますし、離職もほとんどない状態なのです。怖いのは、こういったものが表出化していて、いつもつらい、憂鬱だという状態ではなく、本当に保育にはやりがいがあるのだけれども、見えないところで緊張状態が続いていて、突然この感情がぽきっと折れてしまうとか、感情が揺さぶられてしまうということが起こると、これは保育の質にも影響してくるのではないかとということで、単なる見える把握ではなくて、見えない把握もしっかりとしていく必要があるのではないかとということに改めて感じました。ストレスチェックというものだとネガティブな印象を持つ方たちが多いことに対して、これは、時間帯の結果をみんなで共有し合って、「お散歩のときは緊張しているんだね」、なので、「こういう工夫をしてみよう」、「シフトの組み方を工夫してみよう」と、ポジティブに検証し合う姿も見られたので、こういったものを重ねていきながら、一般の保育とこの誰でも通園というものの性質が違うということに改めて感じながら、安心材料をつくっていくとよいかと思っています。

デジタルの活用、データの活用も、見えないものだからこそできるとよいと感じております。

続いて、専門家との連携です。

保育士に求められる役割や業務がすごく増えてきています。働き方改革で、残業をしないけません、業務を効率化してください、でも、保育の質は上げていってくださいと。保護者支援や子育て支援、配慮が必要な子への対応などが非常に増えていっています。そういった中で、通常の保育でも、専門性が足りない、自分の中でスキルが足りないと感じる保育士が割と多い中で、もっと専門家連携を進めるべきだと思いますし、誰でも通園になってくると、より一層、そういったものが求められてくると思います。現状の専門家連携ももちろんやっていますけれども、保育士が、今すぐ来てほしい、見てほしいと言っても、なかなか来てもらえない。行くには大変です。保護者にとっても同じで、小さな子がいて役所まで行くということに対する難しさがあるのではないかと感じています。

そうした中で、解決策としては、看護師や医師にオンラインプラットフォームを使って気軽にいつでも相談できるような体制をつくると、保育士にとっても保護者にとっても安心なのではないかと思っていますし、事業としても円滑に進んでいくのではないかと感じています。

なかなか新生児は預からないと思いますけれども、1～2歳、外国人のお子さんとか、かなり保育士さんが対応に困っているというケースも見られるので、もっとこの専門家との連携が進めばよいと思います。

最後に、保育士のキャリアの選択肢です。

ここにもあるように、誰でも通園というものが、親の就労のために預かれない子を代わ

りに保育士が見るということではなく、本当に全てのこどもに対して保育士の存在が必要だということが定義されているかと思えます。先ほど王寺構成員もおっしゃっていましたが、子育て支援事業、一時預かりは13事業ということで、処遇改善等加算の対象外になります。通常認可保育園を運営しつつ一時預かり事業を行っているような法人さんは、一般の保育士さんたちは処遇改善の対象となるけれども一時預かりは対象外という扱いを受けてしまっているのです、何となく同じことやっているはずなのに待遇が違うとか、むしろ、一時預かりの専門性、とっさの判断力や経験が必要なのに、何となくその専門性が認められない、託児のように扱われているのではないかという声も聞きます。そういった声もあって、何でここまでやらされなければいけないのかという声もあるのではないかと思っているところです。誰でも通園制度は、給付という位置づけなので、処遇改善等加算の対象にはなると思いますがけれども、先ほど王寺構成員がおっしゃったように、13事業、今までの一時預かりとのすみ分けはどうなってしまうのかということもありますので、そこはしっかりと整理していくべきだと思います。配置人数という不安を皆さんは抱えていらっしゃるかと思いますがけれども、保育士の専門性という点で、誰でも通園に関わる保育士のキャリアは非常に大きな専門性と大きな経験値を有するということも伝えていくべきだと思いますし、しっかりとそういった自覚が持てるような発信が必要ではないかと感じております。こどもに対する対応は本当に大事なものだということは感じておりますけれども、職員に対してもぜひ目を向けていただきたいと思います。と思っております。

以上になります。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、万井構成員、お願いします。

○万井構成員 高槻市の万井でございます。

この制度の設計の方向性の確認と想定される課題について先ほど質問があったので、私も自治体の立場として、質問と確認をしたいことがあります。

現在、高槻市では、未就園児の定期的な預かりモデル事業において、保護者アンケート等を実施しております。その状況やニーズの参考にしているのですが、本制度がいわゆる全国的で実施される場合について、改めて大々的なアンケートをこども家庭庁として取っていくのか、あるいは、今、市町村で今年度の事業計画を立てるためのアンケートをやっているのですが、自治体にその中身についてのアンケートを追加項目で入れていく予定になっているのかどうかということを確認したいと思っております。

それと、この新たな給付の支給が本格的に実施された場合、この制度については時間単位の利用が想定されているところであるので、新たな給付は時間額での設定になっているのか、新システムを介しての利用登録・給付の流れということで、自治体から実施施設へ実績を確認してから後払いするという給付の体制なのかどうか、確認をしたいのです。現在は月初めに在籍しているこどもたちに対する給付制度ということで当月中に大体給付しているのですが、それが後払い給付になるのかどうかということです。時間単位で

利用した場合は、利用した時間のみが給付対象で、欠席した場合については基本的には対象外になるのかなと思っていますのですけれども、一方で、定期利用をしたいということで、枠取りや職員配置の必要で、契約した際に月額で設定する事業者もあると思うのです。その場合、時間を使わなかったという部分で給付額が減額されるということが原則になっているのか、先ほども同じような質問があったと思うのですけれども、この課題が出てくるのではないかと考えています。多分複数施設を使ってもいいのではないかと考えているのですけれども、こちらの施設で月5時間、Bの施設で月5時間、その分の併用が可能なかどうかという部分です。もし複数施設が利用可能となれば、他市、いわゆる市をまたがって、複数自治体間でその事業を利用することができるのかどうかという部分で、これでいったら、A市では7時間使っていたのだけれども、既にもうB市で5時間以上を使ってしまうという場合についての調整はどうなっていくのだろうかという形が想定されるのです。例えば、利用実績が固まって調整がついてから給付という段取りになると、事業者のほうは運営していくに当たって相当厳しい状態になるかと。現状、障害福祉サービスや高齢福祉サービスではそうなっているわけで、当該事業を実施した場合、やった実績は2か月後に確定して支払われるという仕組みになっています。こういう給付の体系になっていくということが基本なのかどうか、確認をしていきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○秋田座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

堀構成員、どうぞお願いします。

○堀構成員 ありがとうございます。

曖昧なアプローチをしてしまいまして、すみません。今、幾つか御質問などもありましたので、一旦そのお答えをされたほうがよいのかと思いながら、発言を迷っていたところもあったのですけれども、よろしいでしょうか。どちらがよろしいでしょうか。恐れ入ります。

○本後課長 王寺構成員、万井構成員から御質問をいただいておりますので、まず、そちらについてお答えしてからと思います。

まず、王寺構成員からいただきました御意見の中で、参考資料1、王寺構成員の資料、最初の資料、2ページ目になりますけれども、事業の実施で、今、需給バランスと供給量はどうなっているのかという御指摘がありました。まだ自治体でそういった調査はしておりません。ただ、資料の中でもお示ししておりますように、自治体においては、本格実施を考えたときに、どのぐらいの供給量が必要になるのか、どういった事業者さんでやっていただけるのかといったことを早めに考えていただく必要があるのではないかと考えております。全国の自治体に対してのそういった情報共有や働きかけは、今後、進めていきたいと思っています。

同じページ、8番目のところ。現在、一時預かり事業を実施していないところの対

応でございます。今一時預かり事業を実施していないということは、就園されていないお子様が通う場所の制度が今は用意されていないということになりますので、この子ども誰でも通園制度が導入された場合には、まず、そういった制度ができるということで、今よりも通う機会は確実に充実されることになると考えております。今一時預かりをされていないということで、その上でさらに一時預かりをされるのか、どうするのかということは、また自治体の中での御判断はあろうかと思えますけれども、いずれにしましても、今実施していないところだと、まさにその利用ができるようになるということかと思っております。

それ以降、一時預かりとの整理をしっかりせよという点は、御指摘のとおりですので、今後、整理をしていきたいと思えます。

万井構成員からいただきました、今の御指摘でございます。自治体に対するアンケートは、今お答えしたと重なりますけれども、供給量はどれぐらい必要なのか、どういったところでやるべきなのかといったところについては、自治体の中で準備を進めていただく必要があると思っておりますので、今後、働きかけ等をしていきたいと思っております。

利用の仕方について、幾つか御質問をいただいております。今の時点での考えということになりますけれども、お答えさせていただきますと、まず、時間単位の利用で給付がどうなるのか、後払いの仕組みではないかということところです。基本的には、今おっしゃられたような形の仕組みではなかろうかと考えております。利用されるお子さんは時間単位で利用することになりますので、基本的には、時間単位でどう計算していくのかということの基本として、これから詰めていくのかなと思っております。その上で、おっしゃられました、キャンセルの場合、あるいは、定期利用だけれども行かなかった場合も、派生する論点としてはありますので、その中で考えていくのかなと思っております。複数施設を利用してもいいということは、まさにそのとおりでございます。当然、様々な施設を時々で利用されるということはあると思えますので、複数施設を利用するということを前提に制度は考えなければいけないと思っております。その上で、他市の事業所を利用することがあるのかということでもありますけれども、当然、個々のお子さん、御家庭の状況で、例えば、里帰りをされている場合にどう利用できるのかということも考えていかなければいけませんので、他市での利用も前提に制度は考えていかなければいけないと思っております。

その上で、そういったことが、今の御指摘のように、自治体ごとに複雑な調整をすることなく、全国的に月何時間という管理ができ、かつ、給付が施設・事業所に対して滞りなくできるようなものとして、資料でございますシステムの導入ということを考えておりますので、今御指摘の点を踏まえた上で、このシステムの設計・導入を考えていきたい、具体的に詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。



堀構成員、お待たせしました。お願いいたします。

○堀構成員 恐れ入ります。御配慮をありがとうございます。

堀でございます。

今回、資料を御用意しました。御参照いただけたらと思います。私からは、意見書という形になります。少し整理しながら、お話しさせていただければと思います。

本資料提出後に、皆様からの御意見も拝読させていただきました。いろいろと難しい問題もはらんでいる中ではありますけれども、誰でも通園制度の意義については、これまでも構成員の皆様がお示しされているように、私も、同様に、非常に意義のあるものと考えております。特に、保育の場が広く子育て家庭に開かれて、また、多くのこどもたちの過ごす場になっていきます。

保育の場にとっても、地域の全ての子育て家庭の心理的・物理的なよりどころになって、子育ての中心機関になっていくこと、地域の中のセンターになっていくことが期待できます。自治体、市区町村の皆様にとっては、そこに住まう家庭にとって子育て中は一番地域を感じられる機会になると思いますので、そういう契機になると捉え、そのことが、自治体の施策にとって、現代の地域という概念の再生にもつながるのではないかと考えています。

このように大いに意義を感じているところではございますけれども、本制度のモデル事業の展開を踏まえて、次のステップへ移行する試行期間であるということを改めて今回の検討会では考えていかなければいけないのではないかと考えています。そのためにも、論点2のところでの留意点その1になるのですけれども、できるだけ緩やかな移行をお願いしたいと考えています。本制度は、従来の保育における大きな転換となること、先生方が日々努力されていることからまた少し趣が変わってくる対象になるということがあります。保護者の置かれている立場やこどもの状況において、概念の転換が求められる制度になると考えています。そう考えますと、実践の場にいらっしゃる先生方の負担感や混乱による保育の揺らぎは何より、現行制度のこどもたちに不利益が及ぼされることに不安感があります。菊地構成員の調査結果にもありましたが、この結果は私も肌で感じているところがございます。ただやりがいに頼ってもいけないとも思っております。これまでのニーズという点でも、定期利用の効果を考えますと、1つ目の利用制限の点ですけれども、緩やかな移行ということを考えたときに、今後の本格的な制度に向けて、構成員の方々からいろいろなエビデンスも出していただきまして、時間数は十分でないと思う一方で、試行期間においては、原案どおり、月10時間として進めてはどうかと考えているところがございます。また、対象のお子さんにつきましては、今回は6か月～2歳ということなのですが、お母様の育児不安が、ホルモンバランスの影響も相まって、0歳児、特に出産直後は大きいという結果もあります。そういうニーズがあることも承知しておりますが、同時に、乳幼児突然死症候群を含めまして、保健的な対応も求められる時期でもあります。そう考えたときに、受け入れる保育の場が整っているのかという懸念があります。続いて、

環境への適応では、先ほどからお話がありましたし、今回の論点の中でもぜひ議論をということでお話がありましたけれども、親子での通園システムがあると、短時間保育であっても、環境への慣れが進むのではないかと考えております。親子通園を取り入れている園の実態なども見ておりますけれども、こどもの適応力が違うように思っております。初回だけでなく、一定期間、共に園に通う期間があるとよいのではないかと考えております。ただし、こうしたことも全て含めて、試行期間内にエビデンスを収集しまして、具体的な検証を行った上で、本格実施につなげることが大切なのではないかと考えております。

続いての留意点として、保育の質という点です。改めて強調させていただきたいことは、本制度は保育の場であるということです。現行の指針や要領の概念に沿った保育を行うことを改めて確認しておきたいと思っております。これまでは長時間保育利用が主だったのですが、これまでと異なる0～2歳児の短時間保育にどのような専門性が必要なのかということについては、検証が必要だと思っております。現行保育利用のこどもたちは保育の場が日常ですけれども、本制度のこどもたちは日常と異なる空間の中で過ごすことになるわけです。一方で、懸念されることとして、短時間だからといってそこに教育的な内容を詰め込むということも考えられ、また、保育の場で経験し得ることは何かと、ふさわしい生活について考える必要があると思っております。乳児保育は、歴史は古いものの、これだけ多くのこどもたちが生活する場になったのは近年です。こうした質保障の具体的な検証は十分にされていないことが実情でもありますので、そのために様々な解釈の下で保育が行われている現状があることを踏まえて、この短時間保育の専門性を改めて考えて検証する必要があると思っております。

全ては読み上げませんし、もちろんここに含めている内容が全てではございませんけれども、短時間保育において考えられる注意点と配慮点についてまとめております。例えば、こうしたことはこれまでの一時保育の実践から検証していくことが必要だと考えています。心地よく、楽しく、安心できるという言葉で、今、表してみたいと思っておりますけれども、そうした意味でも、モデル事業の結果や試行期間の状況把握などが必要だと考えております。

これまで述べてきたことを踏まえて、本制度ならではの保育者の専門性や配置について考えたこととしては、このスライドにお示ししているとおりです。ここで、1つ、述べるとしましたら、乳児保育の実践の場は、これまでベテラン保育士の配置を強く求めてまいりました。同様に、今回の保育者に対してもその条件を求めたいと思っております。一方、現場では人手不足が常態化しておりますので、配置が難しいことを考えると、先ほどから皆様の御意見にもありましたように、また、制度設計の中にも含まれているように、専任の配置や経験者の配置、研修などの実施を求めたいと思っております。

定期利用・自由利用に関しては、今のお話の中に出ておりました。私も、一つ、越境利用に関して疑問があったのですが、今の御説明でよく分かりましたので、こちらは読みいただければと思います。

障害のあるこどもたちの受入れに関しても、先ほど菊地構成員のお話にもありましたよ

うに、様々な専門職との連携を進めながら、保育士の先生だけで見ることがないようにとも思っております。

私からは、以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、原田構成員、お願いいたします。

○原田構成員 石川県七尾市子育て支援課長の原田です。よろしくをお願いいたします。

私からは、こども誰でも通園制度に類似しました県のモデル事業を数年前から実施している立場から、意見を申し上げたいと思います。初めに、当市の子育て環境を説明し、その後、県のモデル事業の利用状況等を御説明します。最後に、提案と要望をお話ししたいと思います。

七尾市は、石川県の北部、能登半島の中央に位置しております。県庁所在地の金沢市からは約70キロ離れておりまして、車・電車とも1時間程度かかる地域にあります。平成16年に1市3町が合併し、来年で20周年となるところです。人口は、約4万9000人で、合併当時から20%以上が減少しており、昨年度は市全域が過疎地域に指定されております。出生数も、コロナ禍前は年間約300人程度でしたが、昨年は180人ということで、急速にこどもの数が減少している状況です。合併当時は公立・私立の保育所や幼稚園も合わせて36園がございましたが、統廃合や民営化を進める中で、現在は半数の18園となっております。18園のうち公立は1園のみであります。ほかに、地域子育て支援拠点は8か所ございまして、一時預かり事業については、一般型で14施設、幼稚園型で3施設を実施しているところです。当市の未就園児の割合は、2歳児で約1割、1歳児で2割、0歳児は75%程度で、0～2歳児全体の割合は37.5%、国の6割と比べると少ない状況であります。待機児童はいない状況であります。

別紙資料の55ページを御覧ください。左から、現在の一時預かり（一般型）の状況、真ん中に県のモデル事業である在宅育児家庭通園保育モデル事業、右側にこども誰でも通園制度（仮称）の比較の資料となっております。真ん中の県事業を中心に、御説明いたします。現在の在宅育児家庭通園保育モデル事業は、平成27年10月から県が制度化したものであります。当市も、平成27年度から導入しております。目的は記載のとおりです。次に、対象児童ですが、満3歳未満の在宅育児家庭で、就労要件は問いません。国の事業と違うところは、3歳到達後は利用できなくなることから、その後は1号認定で入園する方が多い状況であります。利用方法については、定期利用で原則曜日を固定し、3か月以上の継続利用としております。利用時間につきましては、週1回以上、1日4時間以上で、利用の上限については設定しておりません。その中で、昨年度の月平均利用時間は87時間程度でございました。これはあくまで平均でありまして、利用時間には幅があります。少ない方は20時間程度で、多い方では200時間近くになるような方もいらっしゃいました。各家庭で必要な時間を利用する中で、こどもが園に慣れてそのまま円滑な入園につながっている状況であります。利用料につきましては、施設ごとに定めておりまして、それぞれ直接徴

収しております。1時間当たり100～200円程度となっております。職員配置につきましては、利用児童を3号認定とみなして定められた職員数を配置している状況であります。昨年度の利用実績につきましては、私立の9施設が取り組みまして、延べ1,393人の利用があったところであります。

このような県のモデル事業を実施している経験から、今回のこども誰でも通園制度について、1点、提案とお願いを申し上げたいと思います。

まず、提案につきましては、月の利用制限時間に段階を設定してはどうかということがあります。先ほどもお話ししましたが、県のモデル事業は月87時間の利用をしている状況です。こどもの円滑な入園につながっているということを保育士も感じておまして、月10時間の制限でこどもが本当に保育士や園に慣れるのか不安であるという意見もあり、月10時間で通園と言えるのだろうかという意見も出ている状況であります。そこで、利用時間の制限を全国一律に適用するのではなくて、自治体の実態に応じて段階的に利用時間を設定することを検討していただきたいということでもあります。例えば、待機児童数がある・いない、空き定員が十分に確保できている・できていない、保育士の確保ができていないかなど、それぞれの基準を設ける中で、各自治体の実態に応じて、月の利用上限に30・50・100時間などの段階を設けてはどうかということところです。現在、七尾市の場合、次年度に国の10時間の利用制限が導入され、現在の県のモデル事業である制限のない事業が続いたとしたら、補助対象や補助率などの関係もございしますが、施設側が国の事業ではなくて県の制度を選択するようなことも考えられます。国の10時間を超えた分は一時預かりで対応するという御説明を受けておりますが、例えば、週2日、1日8時間利用する方の場合、1日目の8時間と2日目に利用する8時間のうちの2時間は国の給付実績である、2日目の残り6時間は一時預かりの補助事業の実績になるということで、利用料等も含めて、施設側の事務負担が増加するのではないかとということが懸念されております。現在、調整中ではありますが、国の事業と県のモデル事業が併用できた場合であっても、国の10時間を超えた分が一時預かりの代わりに県の事業になるという同様の事務負担が懸念されているところでもあります。そのようなことから、一律に10時間とするのではなくて、余裕のある、待機児童もいないような自治体にとっては、その自治体の実態に応じて、段階的な利用上限とすることを検討していただければというところが1点目の提案であります。

もう一点は、要望であります。こども誰でも通園システムの導入についてでございます。制度の円滑な利用、コスト・運用の効率化、システムの導入をすること自体は、非常によいことだと思っております。国が基盤を整備し、自治体、施設、利用者が利用できるということから、メリットが多いのだろうと思っております。一方、自治体にとっては、デジタル庁から、令和7年度までに、地方自治体の基幹業務の情報システムを統一・標準化するということが言われております。この2つのシステムに関連があるかどうかは私には分かりませんが、過疎地域にある小さな自治体にとりましては、システムの構築費用の負担は非常に大きいものがございます。誰でも通園制度のシステムを導入する際は、できれば

デジタル庁の基幹システム導入と併せて整備を進めていただければありがたいところです。また、導入費用の自治体負担につきましても、極力なくすまたは少額としていただきたいということをお願いします。

私からは、以上となります。ありがとうございました。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、竹原構成員、オンラインの北川構成員にお願いしたいと思います。

竹原構成員、お願いします。

○竹原構成員 ありがとうございます。竹原です。

この検討会は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方を検討するということが、一つ、大きな特徴かと思っています。前回も含めて、今までの皆様の議論をお伺いしていて、施設や事業類型、保護者、こどもの育ち、保育者、園の経営者、いろいろな立場の方がいて、誰の視点から物事を考えるのか、どんなアウトカムを求めるのかということで、議論がすごく多岐にわたっていて、それを一制度の議論として皆さんで議論をしているということが、この検討会の議論の非常に難しいところかと思っています。本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方ということなので、先ほど堀構成員もおっしゃっていましたが、来年度、具体的にいろいろな自治体で大規模にこういう制度が実施される中で、評価をして、議論をして、決めていかなければいけないことはどんなことなのかということと、今年度のうちに検討した上で来年度から採用しなければいけないものを、整理しておくかと思っています。そうしないと、例えば、利用時間は何時間がいいかということの議論で、10時間なのか、もっと多くがいいのかということがありますけれども、利用している家庭の状況によっても違うと思うのです。基本的に10時間でいくということになったときに、要支援者と事業者がせつかくコミュニケーションを取れるようになって、うまくその人たちをサポートできそうなのに、10時間になってしまったから、おしまい、後でこの一時のほうに移しますということがいいのかどうかということと、普通のいわゆる一般的な親子に関して10時間がどうなのかという議論を一緒にできるのかどうかは、すごく難しいと思って伺っていました。来年度の開始前までに決めておかなければいけないことは、例えば、園、事業者がすごく大きな負担を強いられたまま本制度を始めなければいけない、保育者の方も含めてすごく大きな負担を強いられたまま、取りあえず試行的事業の実施としてやってみましょうということは、やってはいけないことなのではないかと考える一方で、この制度がどのように使うことが、親にとって、こどもたちにとって、よりよいのかということなど、なかなかこの会合で結論が出しにくいものに関しては、来年度、大規模にやってみて、いろいろな類型、パターンがある中で、この類型、施設では、こういうやり方がよさそうなど、大規模でやればこそ、見えてくる、判断し得るデータが出てくるのではないかと思います。その辺りの整理をしていくことが、今回の会合の一つの大きなポイントになってくるのではないかと考えております。

以上になります。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、北川構成員、お願いします。

○北川構成員 社会福祉法人麦の子会の北川です。

私は、社会的養育の必要なこどもの立場、主に児童発達支援センターなど障害のあるこどもと家族の支援を行っていますので、その立場から、お話ししたいと思います。

今回、15ページ目の論点3の意見の中で障害のあるこどもも利用できるようにすべきと入れていただき、参考資料の別紙でも障害のある子への対応を詳しく記載していただきまして、ありがとうございます。その中に書かれている、障害のあるこどももないこどももこの制度を利用できるように提供体制を整備していく、児童発達支援センター等の専門性を発揮して事業を実施していくということは、本当に引き続き大切なことだと思っております。また、本後課長が説明したように、この制度を実施するに当たって、インクルージョンの観点、共生社会という観点からも、障害のあるこどもも含めて、ないこどもにも非常に意義のある言葉と思います。

次に、私の意見です。居宅訪問型の事業形態についてどうするかということが少し書かれていたかと思えます。私の法人では、医療型の児童発達支援センターと重心児の児童発達支援があります。そこの保護者と職員に聞いてみたところ、例えば、医療的ケアの必要なこどもや重心児については、今、退院時のカンファレンスで、こどもへの在宅支援、訪問リハ、訪問看護、訪問医療、ヘルパーさん、私たちのやっている居宅訪問型児童発達支援事業など、在宅支援をしっかりとコーディネートしておうちに帰す場合が多くなっているということです。私たちのやっている居宅訪問型児童発達支援は、家庭にいる保護者とこどもに、遊びを通して、こどもが楽しめる遊びや体の動かし方などを伝えて、一緒に遊ぶ機会を持っています。一方で、このようなサービスはあるのですが、家族への支援として、お母さん方がこどもからなかなか離れることができないという意見もありました。実際、私どもの園では、外出すると酸素濃度が低くなって外出できないお子さんに対して、居宅訪問型の児童発達支援を行っています。そのため、保護者が、24時間、お子さんについているという状況です。このこども誰でも通園は、一定期間、保護者と一緒にいるということ大切にしながら、保護者が月に何時間かお子さんと離れることができるという程度なのではないかと思えますので、保護者のメンタルヘルスにもつながって、結果、こどもにとってもよい育ちになるのではないかと思います。また、親御さんが孤立してしまいがちなので、同じようなお子さんを持つ親同士のつながりなどもできるのではないかと思います。その一方で、このようなお子さんを親御さんがいない中で保育することは、命にも直結することなので、かなり専門性が必要になってくると思います。そのため、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、もう少し皆さんで慎重に検討していく必要があるのではないかと思います。

もう一点です。菊地構成員がおっしゃっていましたように、専門家との連携が必要だということで、障害のあるこども等の支援について、この制度においても、私たち児童発達

支援センター等のよりよい支援を、今後、障害児の支援の立場から、もっと進めていかなければいけないと思いました。

私からは、以上でございます。よろしく願いいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、内野構成員、その後、山内構成員、奥山構成員、小川構成員、水嶋構成員、尾木構成員が手を挙げておられますので、順にお願いしたいと思います。お1人2～3分をお願いできればと思います。

内野構成員、お願いします。

○内野構成員 全日本私立幼稚園連合会、内野でございます。

まず、私ども全日本私立幼稚園連合会では、第1回目のこの検討会が終わった後に、全国の都道府県の団体長会議をオンラインで行いまして、皆様にこの会議の報告をし、また、各地の団体長さんから御意見を賜ったところでございます。総じて、皆様、この制度に大変賛同していると。私ども1号児を大変多く抱えている幼稚園由来の認定こども園、従来型の幼稚園、全国で7,500園ほどの先生方と活動しておりますが、1号児は自由契約でございますので、区市町村の利用調整を経ないでお預かりしています。保護者の皆様の御要望を大変肌で感じ、これは保育園さんも全てそうだと思いますが、御要望に沿えないと、お子様方に来ていただけないといった厳しい側面も持っています。

競争と選択などと言われた時代もございましたけれども、その中で、大変多くの御要望をいただいて、幼稚園に入る前、満3歳になる前の2歳児のお預かりをかなり多くやっているという実感を既に持っていたところでございますが、このたび、アンケート調査をいたしました。Googleフォームによるアンケート調査でございますので、簡単なデータしか集められてございません。しかも回答はパーセンテージとしては3分の1ぐらいになってしまったものでありますが、そのうちの9割が、何らかの形で、どこにも就園していないお子さんをお預かりしています。未就園児クラスやプレスクールといった名前、親子登園もあれば、母子分離もある。毎日お預かりしているところもあれば、週に数日というところもありまして、その組合せもございますので、本当に多様なケースがございます。

各地の団体長の先生方からいただいた御意見としては、それぞれの県で、例えば、キャピタルシティはまだ保育需要が高く、そうでない過疎地では、保育需要はあまり大きくないので、本当に多様な受入れ方をしているし、せざるを得ないというところもございました。私は東京の団体長なのですが、東京においても、かつてはたくさんいた待機児童が、現在では300を切って、280人台になり、一方で、今日、志賀口先生のいらっしゃるところで大変恐縮でございますが、2万4000人ぐらいの空き定員を保育所も抱えているといった状況の中ではありますが、まだ保育所が足りないところはたくさんあります。例えば、町田などでも、駅の周辺では保育所が足りません。しかしながら、同じ市内でも、少し離れると、保育所が足りている、定員が随分余っているといった状況です。

私どもが全国の先生方とお話する中で望むことは、各地域の中で、必要に応じて、市

町村が、独自に、ある程度幅広の対応をしていくことができるような制度にしてほしい。また、保護者のニーズから生まれた私たちが既に行っている様々な未就園児サービス、未就園児というか、幼稚園に入る前のこどもたちとの接点をそのまま生かせるような幅広の制度にしていただきたい。そういう意味では、多くの方々を受け入れることができる、私たちは2歳児が一番多いですけれども、0歳児からも含めて、多くの人たち、多様な価値を持っていらっしゃる保護者の方々が、多様なライフスタイルに合わせて、それぞれ選択ができる、定期利用であったり、自由利用であったり、区市町村の範囲を超えた越境利用ができるようになるというと思っています。

最後に、東京都におきましては、今年度から、名前が長いのですが、多様な他者との関わりの機会の創出事業が始まりまして、保育園・幼稚園・認定こども園に通っていないこどもたちを、それぞれの区市町村のニーズの確認の上で、お預かりするという事について、東京都が10分の10の補助を出すということがございまして、動き始めております。今、たくさんの幼稚園が準備をしているところがございますし、既に始めているところもございます。幼稚園・保育園・認定こども園の壁を越えた、また、小規模保育所、家庭的保育といったところも全てが参加できる、幅広の制度になっております。横浜市さんもすばらしい制度を先行していらっしゃいます。先行している事例との乗り入れがお互いにできやすいような幅広の制度を求めています。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、山内構成員、お願いいたします。

○山内構成員 ありがとうございます。松戸市役所の山内でございます。

私からは、こども誰でも通園制度の本格実施に向けまして、2点の提案と1点の質問をさせていただきたいと思っています。

まず、提案です。

既存の一時預かり事業の仕組みをこども誰でも通園制度の上乗せ部分に活用できるという方向性についてでございます。既存の一時預かり事業についても、利用者にとって使いやすいものになっていることが必要だと思う一方で、事業者にとってもその事業を適切に実施できる担保が非常に重要だと思っています。現在の施設への補助については、受け入れる人数によって補助額が変わってきまして、これがかなり広がっていると認識しています。そのため、施設では、人員確保などで、経営的な視点でその需要があっても、受入れをセーブせざるを得ないという状況があると認識しております。こどもの育ちを支援することへの補完といったことも考えますと、既存の仕組みについて、もう少し見直しをする必要があるのではないかとこの考えを私自身も持っています。これが1点です。

2点目については、対象児童についてです。現在、こども誰でも通園制度の組み立てとしては、6か月からとなっております。実際に、それより前については、伴走型支援や産後ケア事業という形の中で補完していくといった方向性も理解はしております。こどもの



安全を第一に考えなければいけないことは分かっている上で、例えば、必要に応じて57日目からの受入れが可能にならないかと考えています。現在、モデル事業を実施していく上で、例えば、下の子を妊娠されていて、上の子を預かるという事例の中でも、背景にDVがある、メンタルを抱えている高リスクの方がいるといったこともございます。その中で、例えば、57日目からの保育経験がある、あるいは、親子通園を前提にするなどの要件をつけた上で、57日目からの預かりも可能にならないかと思っています。私自身、社会全体で妊婦に対するリスクを高めていくことが非常に重要だと考えていますし、また、それが少子化対策にもつながっていくものではないかと考えることから、この提案をさせていただきました。

最後に、1点、質問です。

現在、自治体が抱えているものとして、新年度の予算要求が目の前にあります。まだ検討段階で国のほうもお答えできるものは少ないかと思いますが、実際に新年度の政策費などを要求していくに当たって、現在モデル事業でやっている31自治体とこれからやろうとする自治体とでは事情が違つかもしれませんが、例えば、年内に内示をいただければ、新年度からの事業者の公募に間に合うとか、12月補正で対応するとか、3月補正で市が対応して4月に繰り越して実施するとか、いろいろな方法があると思います。現在お話しできるスケジュール感が分かれば、お知らせいただきたいと思っています。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 ありがとうございます。

私からも、意見書を出させていただいております。よろしく願いいたします。もうお時間がないということなので。

1つは、「未就園」の表現について書かせていただいております。また、今日、皆さん、構成員からも御指摘があったとおり、来年の試行的実施については、多様な事業類型でまずはやって評価をしていくことが非常に重要だと思っています。その上で、実績のある事業者が排除されないようお願いできればと思います。

今、山内構成員からも御指摘があったのですが、4番、一時預かり事業の整理とその評価もしっかりといただければと思います。例えば、私の活動している横浜市のような一時預かり事業が生後57日から可能となっている自治体がある一方で、1歳からという自治体もあるということで、国が上乘せ・横出しを考えているというところでは、少なくとも6か月からはしていただいたほうが良いと思います。虐待予防の観点から言うと、それ以前にどうしても必要になってくるのではないかと考えています。その辺の整理・推進が丁寧になされることが大事だと思っています。

その上で、菊地構成員からも御紹介があった横浜の乳幼児一時預かり事業を紹介させていただきたいと思っています。これは、定期利用と自由利用を組み合わせた事業なのです。

しかも専用施設なのです。それが非常に大きくて、2枚目に乳幼児一時預かり事業の概要を書かせていただいています。短期就労も可能となっており、リフレッシュ等を目的とした一時預かりも可能となっていて、現在、市内36か所、8時間型と11時間型がございませう。月曜日から金曜日まで実施して、連続した時間で実施しております。1時間300円以内で、減免がございませう。定員が6～18人で、生後57日～小学校入学前のお子様です。ウェブシステムで検索・予約ができるということで、1回目は必ず施設と面談をする形になっております。今年からは0歳児加算が入っております。6か月未満の部分と6か月以上1歳までの間はかなり手厚く保育ができるような加算をしているということです。ただ、これはかなり市が上乗せをして実施しているということがございませう。さらに、事業者さんは賃貸施設でやっておりますので、家賃補助が入っているのです。こういった都市部で数を増やしていかうとした場合に、このような専用施設を設置するという選択肢も、一つ、視野に入れていただいではどうかと思っております。この表を見ていただきたいのですが、横浜市の認可保育所で一時保育をいただいているところが530か所、うち実績が428ですが、延べ利用者数が8万7761、一方で、下の乳幼児一時預かり事業は、たった36か所で、8万8916、それ以上の実績を上げているのです。しかもこの職員は専門性が高まることがありますので、ぜひ検証のときにも御参考にしていただければと思っております。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、小川構成員、お願いします。

○小川構成員 本日は大川市長の代理で出席させていただいております、栃木市の小川です。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、大きく4点ほど、お願いということで、発言をさせていただきます。

まず、ほかの構成員からも御意見等が出ましたけれども、給付制度の関係になります。利用実績ということでお話は伺ったところなのですけれども、本制度においては体制整備が重要だと考えているところです。例えば、地域子育て支援拠点事業のように、ある程度の体制を取ったら一律でこういっただけ金は担保できるというシステムの上に、その利用実績というものがあるといいのかなと思っております。

また、駒崎構成員からは、月10時間の利用で、その上の部分についてはそれぞれの自治体で上乗せができないかというお話も頂戴したところなのですけれども、こういう少子化対策においては、自治体の体力や財政上の格差による地域間格差が生じないほうが望ましいのかなと思っております。そういう意味におきまして、ある程度、国のほうで、今回のモデル事業、また、来年の試行的事業を踏まえた上で、利用時間を拡大していただくとありがたいと思っております。

次に、一時預かりと同様の制度的な形になっていくのかなというところで、低所得者対策です。現状、一時預かりにつきましては、施設利用給付は、要は、保育の必要性がある場合に減免措置がございませう。逆を言えば、保育の必要性がない方については、有料の扱

いになっております。仮にそういう減免制度設計をされる場合においては、こども誰でも通園制度と併せて、一時預かりのほうも整合性を図っていく必要があると思います。

最後に、システムの関係になります。七尾市さんからもありましたけれども、システムの費用については、国で御配慮いただければありがたいということと、今回、このシステムについては、単なる給付だけではなくて、前段で、事務局さんから、アレルギー情報の共有といったお話もございましたが、つまり、障害者とか、要支援とか、要配慮個人情報も含まれてくるのかなど。実際にそういう情報がスムーズに取り扱われれば、あえて面接をしないでも、ある程度の情報が事業者さんにも入りまして、全国一律的にスムーズな運用ができるかと思います。ただ、そういったスムーズな運用を進めるに当たりましては、法律である程度位置づけていただけると、地方の自治体としては、ありがたいと思っています。

以上になります。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

水嶋構成員、お願いいたします。

○水嶋構成員 ありがとうございます。家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

いろいろな構成員の方々がおっしゃっていましたように、地域や事業形態によって、利用の仕方や可能なことも違ってくるのではないかとということから、家庭的保育の保育現場から見たものということで、事例を出しながら、大きく4点、申し上げます。

まずは、こどもが主体であること。この制度は、社会全体で全てのこどもの育ちを支え応援していくというポジティブな視点で考えていくことが常に大事だということを、社会全体、保育現場まで伝えていくことが大事だと思っています。私はこどもの力はすごく大きいと思っていて、家庭的保育は小規模なので可能ではあるのですが、前回の検討会で、見学に来たこどもさんたちがなかなか帰らないと言いました。それは、私たちではなくて、こどもなのです。こどもがその見学に来たこどもを引き込んでいくのです。話しかけたり、おもちゃを貸してあげたり、こどもたちが仲よくなってきて、その様子を親御さんが見て、安心して帰られる。もう少しいたいと思って、なかなか帰られないのです。それは本当にこどもの力なのだということ。別の事例でも、保護者が問題を抱えていて、数時間、保育室にいることになりました。最初、そのお母さんはずっとスマホをいじっていたのですが、こどもが私たちを誘いに来たので、一緒にごっこ遊びをしていました。それが盛り上がってとても楽しく遊んでいると、お母さんがスマホを見るのをやめました。ずっと私たちの様子をじっと見ているのです。こどもの力を見せていく、そういうところに保育士のやりがいもすごく感じるのです。まずは、こどもが主体である、それを見守りながら保育士が支えていくというポジティブな制度になってほしいということです。それが1点です。

医療的ケアが必要なお子さんが見学に来られました。結果として保育で受け入れることは難しかったのですが、そのお子さんがとても楽しそうにされている、それを見た保護者

がとても喜ばれているという機会が、家庭的保育なら提供できるのではないかと思います。そういった意味では、親子通園から始めてみたら、その利用の幅が広がっていくことになると思います。

保育士は、業務もたくさんあって、本当に忙しいです。こどもの育ち、こどもの安全のために、保育士を守るためにも、関係機関につなぎやすくすることがとても大事だと思っています。要支援家庭の対応については、連携は欠かせないことです。こどもや保護者だけでなく、保育士にとっても安心で、これまで家庭的保育を利用された方には様々な家庭があり、要支援家庭もケースは様々でした。専門家につなぐ経験も多いです。自治体によって連携の仕組みは取られているとは思いますが、私のところでは、毎年度、最初に保育に関わる全ての関係機関が紹介され、顔を合わせます。コロナ以降はオンラインですが、保育に関わる担当部署ごとにあらかじめ動画の撮影をされて、録画されていて、それを流されるのです。そのときに、自己紹介をしながら、私はこの保育園の担当です、こことここの担当ですということをおっしゃる。保健師さんも、保健師さんでまとまった動画が作成されていて、この地区とこの地区は私が担当ですと説明があります。だから、私は、困ったときにはこの人に言えばいい、このときにはこの人、給食で困ったことはこの栄養士さんに聞けばいいということがすぐに分かるのです。いろいろと連絡することもあります。すぐに対応していただけます。デジタル化とともに、こういった顔が見られる関係、そういう仕組みも大事ではないかと思います。この誰でも通園制度を取り入れるのなら、なおさらそういうつなぎ方は大事かと思っています。

私たちの対象は、0～2歳児です。まさにこの制度の対象年齢なのですが、保育所保育指針でもそのことが明確に述べられているのですが、この対象のこどもたちは心身の発達の基盤が形成される重要な時期のこどもたちです。研修は必要だと思います。今、家庭的保育でも、家庭的保育者だけではなくて、そこに携わる職員全員が研修を受けています。まずは基礎研修か子育て支援員研修を受けて始めるということをしていますので、研修は必要です。その研修を受ける機会は、現状でもなかなか大変なのです。もう少し研修を受けられる機会が多くなるように働きかけていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、尾木構成員、お願いします。

○尾木構成員 ありがとうございます。手短にお伝えしたいと思います。

まず、職員配置の人材不足の件なのですが、私は、潜在保育士の方とかでこの新しい制度で働ける方がたくさんいるのではないかと考えているのです。それは早朝の時間帯あるいは夕方以降の時間帯の保育はまずないだろうという想定なのですが、午前中だけ働きたいとか、小さいお子さんが学校から帰ってくる前には帰ってほしいという方たちが働ける可能性が非常に大きくあると思います。今仕事を探している方だけではなく、いずれ何かやりたいと思っていた方たちがこの事業に参画する可能性は非常に大き

いと思っていますので、その情報提供をうまくすることがまずは必要だと思っています。

地域子育て支援に従事する方の中には、奥山構成員がものすごく詳しいとは思いますが、ご自身が子育てに非常に苦勞した、だから、誰かの役に立ちたいという方がたくさんいらっしゃるのです。そういった方は、資格がなくても、資料にも書いていただいていたのですが、子育て支援員研修や家庭的保育の基礎研修が3歳未満児を対象とした基本的な研修になっていますので、まずはこの研修を受けていただくことで従事していただくという可能性も非常に大きいと思っています。それに加えて、この制度独自の研修を少し加える必要もあるだろうと思っています。

次に、情報の共有です。例えば、利用者もできるだけ利用手続は簡素化してほしいということがあるので、1回手続をすればその情報が共有されるという利点はある一方で、何もかもがいろいろなところから見えてしまうことに抵抗感を示す利用者も必ずいるだろうと思います。あそこもここも利用している、ここには伝えていないことをこの事業所に行くと指摘されるということは、ものすごく警戒されると思うので、どこまで共有できるのか、誰が共有できるのか、その範囲を明確にしていくことが非常に大事だと思っています。

もう一点、これは新しい制度ですので、来年度の試行あるいは本格実施の検討会だけではなくて、スタートをした後も、実際にその事業に参画している事業者さんあるいはそこで働いている保育者の皆さんとかも参加して、この制度をどうやっていけばうまくいくのか、課題点とかを検討する場を、もちろん国にも置いてほしいですけれども、各自治体の中でもそういう検討を進めていっていただく、そういう連携を取るということも必要だと思っています。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、座長代理である倉石構成員からも、御意見をいただければと思います。

○倉石副座長 倉石でございます。よろしくお願ひいたします。

1回目はオンラインで参加していただけたのですが、発言の機会がなかったもので、今回、いただきまして、ありがとうございます。

たくさんの意見をいただいたわけで、私も拝聴させていただいたのですが、この通園制度の意義をもう一度確認する必要があるだろうと思っています。

2つあると私は思っているのですが、一つは、令和3年度に、私も堀先生も関わった、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会がございました。ここで大きく示されたことが、保育の多機能化になります。私は、多機能化と同時に多職種化がこれから必要になってくるということを申し上げたのですが、別の言い方をすると、これからは、量的な拡大ではなくて保育そのものが質的に拡充していく、つくる時代からつくり変える時代になってきたということが、一時預かりの制度とは違いますけれども、一つ、大きな流れの原点にあると思っています。もう一点が、同じく令和3年度に、児童福祉

法の令和6年度改正の基本になったものですが、市町村におけるソーシャルワーク機能の強化ということで、いわゆる低年齢児、0～1歳の死亡事例が多い、虐待の死亡事例が多いというところで、市町村での虐待予防を強化することが方針になりまして、児童福祉法の令和6年度施行からもそのことが盛り込まれております。そういう点では、この通園制度は、いわゆる全ての家庭を対象にするというポピュレーションアプローチの部分と要支援・要保護家庭のハイリスクアプローチの両方があるというところはしっかりと押さえておく必要があるだろうと思っております。意義のところでは、この近年の法改正や施策の進め方を押さえておく必要があるだろうと考えております。

その上で、二、三点ほど申し上げます。

まず、この誰でも通園制度の意義として、さらに不定期利用の意義をいかにこれから現場レベルにも伝えていくかということが非常に重要になってまいります。なぜかといいますと、2点あるのですけれども、幾つか意見がありました。現場の保育士さんには、先ほどお話しした多機能化のことについても、検討会でもかなり御意見があって、現場でどれだけさせるんだ、疲弊しているのにということが意見としてありました。2年たっていますけれども、まだ保育士さんの意識としてはそのレベルから脱していないということが、もちろん非常に頑張っているわけですが、実感としてございます。特に、定期利用ではなくて不定期利用を実施することがいかにこどもや子育てをしている親御さんにとって意味があるのかということ、現場の方々に丁寧に説明しながらその意義を理解していただくということが、保育士さんにこの制度を論理的に考えていただく機会にさせていただくという意味では、重要ではないかと思っております。私自身は、定期利用も不定期利用も両方を自治体で実施していただけるような仕組みが必要ではないかと思っております。不定期利用は、先生方の各意見がありましたが、安心できる場所が近くにある、安心する大人がいる、安心する仲間がいる、家庭とは違う遊びが提供されるという意味では、非常に重要だと思います。少し領域は外れますけれども、里親制度などでも、季節里親や週末里親を、乳児院や児童養護施設のこどもたちが、自分たちが望むときに、利用します。この目的は、親子関係をつくることではなくて、家庭の雰囲気を感じることができるようになるという感覚的なもので、この季節里親や週末里親が非常に有効利用されております。そういう意味では、地域の中で安心できる場所がある、安心できる大人がたくさんいるという感覚をつかんでいただくという意味でも、この不定期利用の意味があるのではないかと考えております。

事務局からも、事前確認について、御意見というか、さらに精査が必要ということ言われましたけれども、アレルギーの問題もしかりですし、要支援・要保護家庭の方の情報をどのように管理していくか、共有していくかということは、一定のルールづくりが必要だと思います。その情報を記入するところにアセスメントの項目を設け、要支援・要保護に該当するという記録項目をつくり、そこに記録があるケースについては、いわゆる虐待に類似するということで守秘義務の範疇を外れることができますので、情報共有ができるよ

うになります。こういう仕組みをつくることで、情報共有がスムーズになり、また、現場レベルから情報を管理している自治体に、このケースはこういう記録を書いている、虐待が疑われるので情報共有をしてほしいと言えば、これは守秘義務が外れるわけで、自治体からの情報も与えられるのではないかとということがありますので、この点は一つ御確認いただきたいと思います。

あと2点なのですが、親子通園の意味は、先ほどから議論が出ているところですが、少し傍論になるかもしれませんが、最初、10時間のうちの一定時間、例えば、30分でも1時間でも、この時間は初回においては親子通園を促すような仕組みというか、付帯条件をつけるということも、一つ、親子通園を積極的に促す意味では意味があるのではないかと感じております。

最後、次年度になると思いますが、自治体における調査が行われると思います。それによって量の算出が行われると思うのですが、この点も、単にサンプリングをして調査をしますと、恐らくハイリスクの御家庭に対する数字がほとんど出てこないと思います。ポピュレーションアプローチを考えますと、いわゆるサンプリング調査は必要です。ハイリスクアプローチを考えますと、いわゆる要対協で把握している要支援家庭もしくは要保護家庭の中で利用勧奨ができるようなケースがどれぐらいあるか、ケース数を出していただくという形は、ニーズの算出の一つの根拠になるのではないかと考えております。

意義的などころとこれから具体的に落とし込んでいくときの一つの方法論ということで、述べさせていただきました。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの御質問や御意見について、事務局から御回答をお願いいたします。

○本後課長 御質問の1点のみ、お答えしたいと思います。

山内構成員からいただいた、新年度の予算の関係でございます。これは、自治体の中でできるだけ早期に準備が進められ、早期に実施できるように我々で考えていきたいと思っております。いずれにしても、検討中のことですので、まとまったらできるだけ早くお示しいたいと思っております。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

皆様には、本日も様々な角度から多くの御意見をいただき、大変有意義な時間となりました。こちらの調整がうまくいかず、時間が延長になりましたこと、おわび申し上げます。

それでは、時間はもう過ぎましたので、本日の検討会はこれで閉会といたします。

次回開催の日程について、事務局より、お願いいたします。

○司会 次回開催の日程につきましては、決定次第、後日、改めて御連絡いたします。よろしくお願いいたします。

○秋田座長 御出席いただきました皆様、どうもありがとうございました。オンラインで

の御参加の皆様も、どうもありがとうございました。

これで閉会といたします。どうもありがとうございます。